

ついても検地を実施すべきであるが、「検地は上下ともに造作掛り候事ゆへ」(「郡方大意」)、他郡も六%増加していると見込んで、一律に新田畠の京耕物成に対し六%を乗じた高を上納させることとした。これを六分上米という。したがって、これは企救郡を除いた五郡に見られる年貢である(第60表参照)。

三 その他の年貢

五分種子利米

小倉小笠原藩の租税の中には、前領主・細川氏のそれを引き継いだものがいくつかある。

五分種子利米もその一つで、細川氏が村々の本高に五セントを乗じて、その分を種糲として村の種子蔵に保管させ、毎年農民に貸し出した。その上で、元米の四〇パーセントの利息を毎秋上納する決まりであつたのであるが、小笠原氏は細川氏に元米を返済した上で、これを引き継いだ。

ただ、当初は一種の備荒貯蓄に關係する租税であつたものの、後には慣習的に取り立てるのみで、備荒貯蓄との関係は名目上だけになつたものと思われる。

ちなみに、細川氏時代の惣庄屋の職務内容は、「根付之御僉議、五歩種子取立、道橋御取締」(永尾正剛編

第60表 節丸手永六分上米
(単位:石)

村名	六分上米
吉岡	1.4283
上原	1.5802
光富	0.4182
節丸	0.9493
犬丸	0.2454
内垣	0.1584
末江	0.6194
下高屋	0.5285
上高屋	0.1873
木井馬場	0.0526
横瀬	0.0900
下伊良原	0.2817
上伊良原	0.6404
扇谷	0
帆柱	0.0711
合計	7.2508

「嘉永元年仲津郡村々申諸取立本帳」
(「勢島文書」90)

〔郡典私志付録編〕所収「元禄十二年百余歳老人朽網村七郎右衛門口上書上」と、小笠原時代の大庄屋に比べれば少なく思えるが、その少なかつた役儀の中に五歩種子利米の取り立てがあつたことは注目される。

二朱五厘米

宿場に農民を動員し、人馬継ぎ立ての役につかせる課役を幕領などでは「助郷役」といった。小倉小笠原藩では、特に小倉・大里間は九州諸大名や幕府の公用人の通行が多いのだが、当初はすべて企救郡のみの夫役負担であった。しかし、貞享五年（一六八八、九月三十日元禄と改元）より、藩内六郡全体で負担することになり、「百人夫」と呼ばれる常設の助郷役に当たるものをして対処した。これらの費用として、この二朱五厘米を六郡全体から取り立てたのである（第61表参照）。四ツ高に一・五%（二朱五厘）を乗じた高で代米納するのであるが、貞享五年（元禄元年）に設けられた当初は、四ツ高に二朱（一%）を乗じた高を上納していたとも言われ、名称も「小倉・大里夫米」と言った。元々この夫米は企救郡奉行所へ集め百人夫の給米などに充てられていたが、明和八年（一七七一）に改法があり、六郡とともに郡土蔵へ集め「夫遣方」という役職を設けて、それが百人夫を遣うようになった。ただ、百人夫を設けて以後も、道橋の工事などに使う杭・竹・繩・菰などは郡割りで負担した。

差上米

当初は見掛米という名称で、年々の豊凶によって、村高に何割かを掛けて本年貢とは別納していた。これが、

第61表 節丸手永二朱五厘米
(単位:石)

村名	二朱五厘米
吉岡	0.4049
上原	0.9330
光富	2.2462
節丸	2.9822
犬丸	1.0541
内垣	1.0436
末江	0.6768
下高屋	0.6231
上高屋	2.0831
木井馬場	2.0539
横瀬	1.3555
下伊良原	1.2581
上伊良原	1.6045
扇谷	0.0371
帆柱	0.1743
合計	18.5304

「嘉永元年仲津郡村々申諸取立本帳」(勢島文書90)

元禄年間（一六八八—一七〇四）より差上米という名称になり（金数郡は願上米。また、途中の延宝年間（一六七三—八二）では、三歩上米と称していた）、のちに歩掛米（四ツ高に何割かを掛けて徵収する雜稅）の内から差上米を拠出するようになつて定納化したという（第62表参照）。

米小物成 米小物成には、請敷年貢・茶年貢・葭代米・

竹皮代米・土手萱代米がある。

請敷とは宅地やその他農民の所有する土地の敷のことである。細川氏のころからの請敷は古敷と言い、小笠原氏の治世になつて新たに課稅対象となつた敷は新敷と言つた。

請敷も農地と同じく位付けを行つた。すなわち上々九斗、上八斗、中六斗、下

第63表 節丸手永米小物成

（単位：石）

村名	請敷年貢	茶年貢	竹皮年貢	村別合計
吉岡	0.5650	0.0108		0.5758
上原	1.2770	0.0565		1.3335
光富	1.5309	0.2586		1.7895
節丸	1.8483	0.1926		2.0409
犬丸	1.3435	0.0145		1.3580
内垣	3.4947	0.2928		3.7875
末江	0.7553	0.1858		0.9411
下高屋	0.0406	0.4090		0.4496
上高屋	5.3565	0.7819		6.1384
木井馬場	12.1388	0.2611	0.0868	12.4867
横瀬	6.1620	1.6198	0.1012	7.8830
下伊良原	3.6457	1.3566	0.1157	5.1180
上伊良原	2.2271	2.4242		4.6513
扇谷	0.9440	0.0474		0.9914
帆柱		0.8005	0.0578	0.8583
合計	41.6894	8.3521	0.3615	50.4030

第62表 節丸手永差上米

（単位：石）

村名	差上米
吉岡	5.9914
上原	13.8035
光富	33.2330
節丸	44.1232
犬丸	15.5961
内垣	15.4400
末江	10.0139
下高屋	9.2194
上高屋	30.8201
木井馬場	30.3880
横瀬	20.0554
下伊良原	18.6143
上伊良原	23.7390
扇谷	0.5497
帆柱	2.5774
合計	274.1600

「嘉永元年仲津郡村々申諸取立本帳」

（勢島文書90）

「慶応三年仲津郡村々卯穢御取立本帳」

（勢島文書186）

「嘉永元年仲津郡村々申諸取立本帳」
（勢島文書90）

（注）史料中の「寄」の合計は274.1644で村ごとの差上米を積算した数字とは4合4勺食い違う。

四斗、下々三斗の五段階の石盛を設けたが、課税の方法は農地と異なり、免（年貢率）はなく、面積に石盛を乗じて累計した高に、一石あたり一升の延米を加えて上納した。もちろん、京桥を採用して後は、それに換算した高を上納した（第63表参照）。

茶年貢も細川氏のころからのもので、それを小笠原氏が形を変えて引き継いだ年貢である。細川氏のころは、実際に茶園や畑の畦に植えられていた茶木からの収入に対して賦課し、代米上納していたという。しかし、小笠原氏の治世になってからは、実際の茶木栽培高とは無関係に定額上納となり、負担の方法も村弁（村全体で負担する方法）になつた。

竹皮代米は、当初は竹の皮を採集して、そこからあがつた利益に対する運上であつたらしいが、次第に慣習的に竹皮からの利益のいかんにかかわらず村弁で上納するようになつたという。また、葭代米・土手萱代米も竹皮代米と同じく、葭・萱からの運上として取り立てていたのが、慣習的に利益のいかんにかかわらず、村弁の年貢となつたものである。

糠・藁代米 藩主および藩士の所有する馬の飼料とするため、本田畠・新田畠の四ツ高に対して賦課する年貢である。基本的に企救郡・京都郡は現物納で、他の四郡（田川・仲津・築城・上毛）は代銀納であった。

反別麦 五歩種子利米と同じように、前領主・細川氏のころからの租税を引き継いだものである。本来は、麦作田畠一反に付き、大麦二升、小麦一升ずつを徴収したのであるが、貞享四年（一六八七）から定額化し、凶年の備えとして郡土蔵に納められるようになった。

このようにして徴収される反別麦は、本来備荒貯蓄であり、「土ニなる迄も其儘ニて有之」（永尾正剛編『郡典私志』）べきものであつたが、仲津郡の場合、文化期以降、人不足のため農業經營が困難となつた村々の作喰料（農業の合間に口にする夫食）として、貸し下げるようになつた。

鶏卵代

享保十二年（一七二七）に新たに設けられた雑税で、本田畠・新田畠の四ツ高一〇〇石につき一ヵ月あたり鶏卵二〇個、一個あたり銭二文に換算して、毎年六月と十一月に納められた。桶管（井桶）修繕のための費用に使うのが徴収の目的である。

銀小物成

これも反別麦と同じく、細川氏の治世

のころに設けられた雑税で、小笠原藩が改正を加えながら引き継いだものである。山・川などからあがる諸種の利益に対し課せられた運上銀であり、その種類は極めて多いが、節丸手永の場合は、

第64表 節丸手永銀小物成

(単位：匁)

村名	鉄砲札	投網札	雑子網札	左手札	笠札	焼炭札	松札	合計
吉岡								
上原								
光富		2.0						2.0
節丸	10.0	8.0			1.2			19.2
丸	5.0	2.0	4.0					11.0
内垣								
末江								
下高屋								
上高屋	10.0							10.0
木井馬場								
横瀬	5.0							5.0
下伊良原	10.0	4.0		2.4	1.2	8.0		25.6
上伊良原	10.0					8.0	1.5	19.5
扇谷								
帆柱	10.0						1.5	11.5
合計	60.0	16.0	4.0	2.4	2.4	16.0	3.0	113.8

「嘉永元年仲津郡村々申諸取立本帳」(勢島文書90)

第64表のとおりである。

銀小物成の中で、その額が大きいのは、薪札代である。小笠原氏が入国した当初は、領内のすべての山林は藩有林であった。したがつて、農民は農地の肥料などに必要な草木を官有林から求めなければならなかつた。藩はこのことで山林が乱伐されることを防ぐ意味から、馬札、歩行札を与えて、その運上銀を取り立てた。その札には、一枚当たりの運上銀の額によつて、三匁、一匁五分、二匁、一匁、五分の五種類があつた。

しかし、時が経つにつれ、次第に札を請けた者だけでなく、そうでない者も山林に入り込んで草木を刈り取り、運上は高割、軒割で納めるようになつたため、村の規模と運上の多少が釣り合わなくなつた。そこで、元禄十五年（一七〇二）に以下のとおりの改正が加えられた。①四ツ高一〇〇石に一匁五分の馬札三枚、七分の歩行札六枚を与える、②漁村などのため無高の村には一〇軒に七分の歩行札を五枚ずつ与える、③一村に一枚の「大木札」を与える。この改正によって、薪札代の徴収高は増加し、それまで上納していた分は本土藏（藩庫）へ、増加した分は郡土藏（郡代の管理する倉庫）に納めることとなつた。薪札代は、その後何回かの改正がなされ、上納額も増減したが、元文年間（一七三六—四一）から定額上納されるようになつたといふ。節丸手永では一九〇匁四分八厘あるいは三〇四匁六分五厘で固定している。

農民が刀や鉄砲を持つことは原則として許されなかつたが、狩猟用の鉄砲は、許可を得て鉄砲札を所持すれば持つことが出来た（このように許可を得て所持している鉄砲、あるいは所持している者を「郷筒」という）。小倉藩では元来、鉄砲札を請けると藩より鉄砲も支給され、鉄砲札の請主が替わるとときは、札と鉄砲を大庄屋が一時保管し、新たに札請人が決まつた際に渡したが、後には鉄砲の支給が無くなつたばかりか、鉄砲札を返上する時は、

自分で購入した鉄砲であつても郡代役所へ納めるようになつたという。鉄砲札一枚の運上銀は貞享三年（一六八六）以前は無運上で、翌四年からは二匁、その後五匁から四匁三分に、さらにまた五匁へとその額が変わつた。

銀小物成には、この他に栗・真綿・漆の収入に対するもの、他に投網札、雉子札、左手札、笠札、焼炭札、松札、鳩網札、蟹笠札、寄網札、干見札などに対するものなど多数あり、農業以外の生業に免許を与えて、銀小物成を徵収する仕組みになつてゐる。ただ、幕末になると鑑札が紛失し、誰が免許を与えられていたのかも分からなくなつて、前々からの上納額を村全体で負担するようになつたものも多いといふ。また鳩網札、投網札は、宝永年間（一七〇四—一）までは、数カ村に数枚あつたが、その後「上ヶ札」（鑑札を返上すること）が許され、運上銀も鑑札が現存している分については納めなくて良くなつたが、紛失している分については、それまでどおり上納した。

四 地方支配ちかたとその役人たち

黒田氏の地方支配 大名が領国の財政を支える基盤は、百姓からの年貢の取り立ての収入であり、そのため、年貢の徵収が確実に出来なければ、領国の經營が成り立たなかつた。黒田孝高が秀吉から豊前六郡を拝領した天正十五年（一五八七）七月、領地統治にあたつて三カ条の制法を發布した。その第一条は忠義、第二条は領内の安穏、第三条は隠田・畠ちがえの禁止で、領地の掌握を企図したものであつた。

黒田氏は「七月より豊前黒田殿領し検地す」（『禪源寺年代記』）とあり、検地が行われたことを記してある。